

## 実用新案権で製品を保護

## 会社概要

有限会社クリーン

1988年8月設立 資本金 ～1,000万円 従業員 ～5名

当社は、自動車用のオゾンによる除菌・除臭装置を製造販売、及び、コイン洗車場の事業を行い、独自技術に関して実用新案を所有している。



## きっかけ

## ・相談内容

ガソリンスタンドやコイン洗車場において、通常は洗車後に水滴を布で拭き取るが、傷が付きやすいとのユーザーの声から、ガソリンスタンド等で設置されているエアコンプレッサを用いることをコンセプトに、水滴を効率的に除去できるエアガンを開発したので、知的財産権で保護したいとの相談があった。

## 支援内容・ポイント

開発した水滴除去用のエアガンは、市販の部品の寄せ集めたシンプルな構成であり、相談時には、特許を取得できないと考えていたが、何らかの権利で保護したいとの思いは強かった。

そこで、改めて特許または実用新案になる発明・考案とは何かについて説明し、開発したエアガンについて検討し結果、要件を備えていること、及び、今後10年間の保護ができれば事業としては十分なことから、当面は実用新案を出願することにした。

また、一般的に、実用新案権の価値は低いと評価されているため、同社も特許か実用新案かを迷っていたが、実用新案権の価値は技術評価書の評価によって決められるため、出願前に「5」以上の評価が確保できるよう十分な先行技術調査を行ったうえで実用新案権を取得するようにした。



## 成 果

水滴を除去する新開発のエアガンを装備した水滴除去装置は、当面は自社のコイン洗車場に設置し、利用者から好評を得ている。また、水滴除去装置には、「実用新案権取得」と表示し、他社の模倣から保護するようにしている。今後は、カタログを用いて販路を開拓するが、実用新案を取得していることをアピールしながら販売を行っていく。